

[事案 17-16] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

- ・平成 17 年 9 月 26 日 裁定申立受理
- ・平成 20 年 2 月 18 日 和解成立

< 事案の概要 >

契約時における保険商品等の説明が誤っていたことから、契約は無効であるとして保険料全額の返還を求め裁定申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

保険会社から受け取った満期保険金(約 2,500 万円)の一部を営業担当者からの勧めで相続税対策の運用方法として、他の保険とともに終身保険(保険年齢 80 歳、保険金 2,000 万円、年払保険料約 280 万円)に加入(平成 12 年)した。その際、営業担当者から「保険料を 5 年間払込み、その後は払済みにすれば良い」との説明を受け、それを信じ加入した。しかし、その後払済みにすると死亡保険金が大幅に減額、また解約した場合の解約返戻金は既払込保険料を大きく下回ることが判明し、加入時における営業担当者の説明が誤っていたことが分かった。

加入時には、支払うことの出来る保険料をはっきり明示しており、また、営業担当者から正しい説明を受けていれば、高額な保険料の終身保険に加入することなど考えられない。なお、契約締結に当り家族(娘・娘婿)が加入手続きを進めたもので、契約者である自分は営業担当者から保険商品等について直接説明を受けたこともない。したがって、本件保険契約は無効であり、既払込み保険料全額を返還してほしい。

< 保険会社の主張 >

下記のとおり、本件契約締結に際しては、営業担当者に誤った説明はなく、申立人およびその家族(娘・娘婿)も何ら誤解することなく本件保険契約に加入したものであるため、申立人の申出に応ずることは出来ない。

- (1) 本件保険契約加入時、申立人およびその家族より、保険が満期になり保障がなくなるから再度保険に入れないかとの相談を受け、保険勧誘を行ったもので、その際、申立人死亡時の相続税等に話がおよび、死亡保険金の相続税法上の取扱いを説明するとともに、「ご提案書」に基づいて保険の内容、保険金額、解約返戻金額などについて説明しており、解約返戻金の額を含め申立人等が保険の内容について誤解することはあり得ない。
- (2) 営業担当者が本件保険契約を 5 年間で払済みにすればよい旨説明した事実はなく、虚偽の説明をしたとする根拠となる書類等は申立人から一切提出されておらず、説明の具体的な内容などの主張もされていない。
- (3) 保険勧誘当時において、申立人、その家族は不動産事業を営み相当の資産を所有しており、税務申告等について税理士を利用して、相続税関係についてもアドバイスを受けていたはずである。また、申立人は加入時満 80 歳で一部老化症状があったものの豊饒(かくしゃく)としており、本件保険の説明時にも営業担当者の説明に頷くなど十分に理解し、診査医に対しても自分が家中で一番健康であるというくらいであった。

< 裁定の概要 >

裁定審査会においては、申立書・答弁書および申立人の関係者(申立人の娘、娘婿)

営業担当者の上司(当時)からの契約締結時における募集状況に関する事情聴取等にもとづいて審理を進めた。その結果、保険会社に契約無効を問えるまでの説明不足は認められないものの、保険料払込み等に係る説明が必ずしも十分ではないと思われる点がある一方、申立人側にも契約者としての十分な注意が足りなかった点があるなど、双方に問題があったと考え、裁定審査会より和解案を提案したところ、双方より和解に応じる旨了解が得られたことから、和解契約書の締結をもって円満に解決した。